玄海町薬用植物栽培推進補助金交付要綱

平成２６年７月１５日

要綱第３７号

（趣旨）

第１条　町長は、玄海町薬用植物栽培研究所での薬用植物栽培の成果を町内の産業として普及させ、もって地域住民の利益増進を図ることを目的として、薬用植物を栽培する者に対し予算の範囲内において、別に定めのあるもののほか補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　前条に規定する補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所及び農地を有し、かつ、玄海町薬用植物栽培推進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表の要件に該当する者とする。

２　前項の補助対象者は、自己又は団体の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(4)　自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者

(5)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　補助対象者は、前項第２号から第７号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金額）

第３条　補助金の額は、作付面積に対し１アール当たり５，０００円とする。ただし、同一の作付地への作付けに対する補助金の交付は、異なる種類の薬用植物を新たに作付けする場合を除き、１回限りとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、玄海町薬用植物栽培推進補助金交付申請書（様式第１号）（以下「交付申請書」という。）に、第２条第２項及び第３項の規定に該当しないことを誓約する書類（様式第６号）を添付して町長が定める期日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第５条　町長は、交付申請書を受理したときは、内容を審査して適当であると認めたときは、補助金の交付を決定しその旨を補助事業者に通知（様式第１―１号）するものとする。

（補助金交付の条件）

第６条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には変更申請書（様式第２号）を町長に提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(1)　作付けする薬用植物の変更をしようとするとき。

(2)　作付面積及び作付場所の変更をしようとするとき。ただし、補助金額に変更のない場合で、交付申請時の面積の２０％以内の増減については、この限りでない。

(3)　交付申請を中止しようとするとき。

２　補助事業者は、交付申請の事業が予定の期間内に完了しない場合又はその事業の遂行が困難となったときは、その理由及び遂行状況を記載した書類をすみやかに町長に提出してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第７条　補助事業者は交付申請の事業が完了したときは、遅滞なく玄海町薬用植物栽培推進補助金実績報告書（様式第３号）（以下「実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第８条　町長は、実績報告書を受理したときは、現地検査並びに書類の審査を行い、補助金の額を確定し補助事業者に通知（様式第４号）するものとする。

２　補助金交付請求書は、様式第５号のとおりとする。

（補助金の返還等）

第９条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金の全部若しくはその一部の返還を命ずることができる。

(1)　この要綱の規定に違反したとき。

(2)　交付申請書、その他関係書類に虚偽の記載があったとき。

(3)　補助事業者が第２条第２項及び第３項の規定に該当することが判明したとき。

附　則（平成２６年７月１５日告示）

この要綱は、告示の日から施行する。

　　附　則（令和５年１２月２７日告示）

この要綱は、告示の日から施行し、令和５年度の補助金から適用する。

別表（第２条関係）

要件

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | ・町内の農地において薬用植物を栽培する個人、事業者、集落、生産組織  ・町内の農地において薬用植物を栽培する複数の個人又は事業者 |
| 種類 | ・薬用植物栽培研究所が編集する栽培指針に採用されている品種 |
| 面積規模 | １アール以上 |
| 栽培要件 | ・栽培1年目は、薬用植物栽培研究所の栽培指針に準ずる。  ・栽培経過を書面、写真などにより記録すること。  ・原則、3年間栽培を継続すること。 |